第15表

接続供給託送収益				
基準接続供給収益 インバランスの供給に係る収益 賠償負担金相当金 廃炉円滑化負担金相当金	［略］			

第15表

接続供給託送収益				
基準接続供給収益 インバランスの供給に係る収益 ［新設］ ［新設］	［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第四条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） ２．(1)発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。 (2)　［略］	**別表第１**（第２条関係） ２．(1)発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。 (2)　［略］
様式第１（第２条関係） 第２表 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 賠償負担金相当金 廃炉円滑化負担金相当金 第３表 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 賠償負担金相当金 廃炉円滑化負担金相当金	**様式第１**（第２条関係） 第２表 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 ［新設］ ［新設］ 第３表 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 ［新設］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第五条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。